

社 会 福 祉 法 人
多 摩 春 光 園
役員等報酬等に関する規定

社会福祉法人 多摩春光園

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人多摩春光園（以下「法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬及び費用弁償等について必要事項を定める。

(定義)

第二条 この規定で、役員とは法人の理事及び監事をいう。

(理事会等への出席)

第三条 理事長及び役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 評議員が評議会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

3 委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の業務報酬)

第四条 理事長及び理事が、理事会出席以外で、法人及び施設の運営の為に、法人の委託を受けて業務を行った場合または評議員が、評議員会以外で法人及び施設の運営の為に、法人の委託を受けて業務を行った場合は別表4により、報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導し、または監査の業務を行った場合や法人及び施設の運営の為に法人の委託を受けて業務を行った場合は、別表4により、報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第五条 役員が法人業務の為に出張する場合は、別表5により、報酬及び旅費を支給することが出来る。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を原則として支給できる。

(適用除外)

第六条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第七条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規定は、平成29年4月1日から適用する。

社会福祉法人 多摩春光園 役員報酬等

別表 1

名 称	実費弁償費（交通費）
理事会出席	5,000円

別表 2

名 称	実費弁償費（交通費）
評議員会出席	5,000円

別表 3

名 称	実費弁償費（交通費）
委員会出席	5,000円

別表 4

名 称	実費弁償費（交通費）
役員等業務	5,000円

別表 5

名 称	実費
宿泊	円